

中国の核ミサイル開発と 国際的拡散防止レジームへの対応

阿部純一

はじめに

1964年10月、中国は最初の核実験に成功した。朝鮮戦争以来の米国からの核の脅威、さらに1950年代末から顕在化してきた中ソ対立によって、国際的孤立状況のなかで中国は自力更生による核開発を余儀なくされてきた。

中国が核実験を行った1964年の時点で、すでに米ソは大陸間弾道ミサイルに水爆弾頭を搭載し、にらみ合っていた。そればかりか、1962年10月のキューバ・ミサイル危機によって米ソ全面核戦争の瀬戸際までいった経験から、核保有国の増加が核戦争発生の可能性を高めることに鑑み、米ソによる「核の独占」で利益が一致し、1963年8月に米ソのイニシアティブで部分的核実験禁止条約が国際条約として署名されていた。核実験を地下核実験に限定することで、核開発のハードルを高め、核保有国の増加に歯止めをかけようとするこの条約は、同時に、当時すでに核実験実施間近と見られていた中国を牽制しようとするものであった。中国がこの条約に強く反発したのはいうまでもない。

中国の核兵器開発は、こうした国際的圧力のもとで進められてきた。しかも、米ソ両核超大国の狭間で、両国の圧力に屈せず可能な限り速やかに米ソに対する核抑止力を保有することが求められた。中国の最初の核実験は、米国、ソ連や英、仏がプルトニウム原爆で最初の実験を行った例から見て、プルトニウム原爆による実験を行うものと予測された。実験に必要なプルトニウムが十分に蓄積される時期が、中国がソ連から供与された原子炉の稼動状況から割り出され、そこから1960年代前半の実験実施が予想された。しかし、時期は予想されたとおりであったが、中国の核実験はウラニウム原爆で実施され、かつ起爆装置はプルトニウム原爆に使用される爆縮型が用いられていた。それはすなわち、当時ウラン原爆のほうが水爆の起爆用に適しているという技術的判断から選択されたと考えられた。

中国は1966年10月に行われた第4回目の核実験に東風2号ミサイルを使用、核兵器のミサイル弾頭化に成功するとともに、1967年6月には最初の水爆実験に成功し、短期間で核戦力を急速に発展させた¹⁾。こうして、中国は本格的に核ミサイル戦力の構築を目指していくことになる。

I 第2砲兵部隊の成立と弾道ミサイル戦力の重視

中国人民解放軍を構成する独立軍種である第2砲兵部隊は、核および通常弾頭の弾道ミサイル戦力を専門に扱う軍種である。1950年代中期、中国は核兵器開発と平行してその運搬手段となる弾道ミサイル開発を進め、1964年10月の最初の核実験成功に先立ち、同年6月に国産の地对地短距離弾道ミサイルである東風1号の発射実験に成功した。第2砲兵部隊が創設されたのは、その2年後の1966年7月1日である²⁾。中国は1960～70年代、各種液体燃料弾道ミサイル開発を進め、80年代の初めには大陸間弾道ミサイル(ICBM)を開発・保有するまでになった³⁾。

1980年代に入り、中国の弾道ミサイル戦力は、即応性に乏しく脆弱性の高い液体燃料ミサイルを、新型で移動式配備が可能であり、即応体制の取れる固体燃料ミサイルに更新する世代交代を開始し、鋭意開発を進めてきた。現在はまさに、弾道ミサイルの世代交代の時期を迎えている。しかし、その進捗状況はあまり順調とは言えず、依然として旧式の液体燃料ミサイルが抑止力の中心となっている。中でも今後の中国の対米抑止力の中核を担うと見られる、新世代の潜水艦発射ミサイル(巨浪2号)の開発については、それを積載する新型ミサイル原潜(タイプ094「晋」級)の開発と同様に、その進捗をうかがわせる情報が散見されるようになった⁴⁾。

中国は1989年以来、国防支出を対前年度比で毎年10%以上のアップで増強してきた。この間、400万を超えていた解放軍の兵員を220万程度までに削減し、機動力の向上をめざした合成集団軍化と海・空軍重視の装備近代化を推進してきた。そのねらいは、毛沢東の「人民戦争論」に象徴されるゲリラ戦主体の前近代的軍隊から、ハイテク兵器の使用が前提となる現代の戦争に対応する態勢づくりにあった。殊に、米ソ冷戦の終結以前の1980年代中葉から、中国では米ソの「核の手詰まり」を根拠に、大規模核戦争は当分生起しないとの前提に立ち、軍の近代化を進めてきた。そして冷戦後、世界規模の全面核戦争の可能性が払拭され、また1991年の湾岸戦争を目の当たりにして、中国は軍隊建設の基本理念として「ハイテク条件下の限定戦争」に備えることを旨に近代化を進め、さらに2003年のイラク戦争と前後して、情報化への対応が強調されている。

そうしたなかで、弾道ミサイルの近代化も重点的に進められてきた。中国にとって弾道ミサイル開発は、1960年代から70年代にかけて、中ソ対立で国際的に孤立を深めるなかで、ほぼ独力で発展させてきた経緯があり、独自の技術で世界に対抗できる数少ない軍事技術分野の1つとなっている。

1980年代はじめに北米大陸を射程に収める東風5号を実戦配備したことによって液体燃料の弾道ミサイル・システムを基本的に完成させた中国は、以後、潜水艦発射ミサイルの開発を契機に、即応性と配備の移動性に優れ、それによって敵の攻撃に対しても残存性を確保でき、より確実な報復力となりうる固体燃料弾道ミサイルの開発に取りかかり、現在

その成果が徐々に姿を現してきている。

中国が弾道ミサイルの近代化に重点を置くのは、それが軍事的に優勢な敵に対して有効な攻撃手段だからである。端的に言えば、制空・制海権が確保できない状況下（いわゆる「非対称戦争」）でも、相手に打撃を与える。それはひとえに、弾道ミサイルに対する有効な防御手段が確立していないからである。

毛沢東は、限られた国防資源を「人民戦争論」に依拠したゲリラ戦・人海戦術と「核ミサイル」の2本足に分配してきた。そうした意味では、現在に通じる中国の弾道ミサイル重視の姿勢は一貫したものとも言うことができる。核ミサイルは、中国にとっていわば「戦略的バックボーン」ともいえる重要性を担ってきた。

このように位置付けられる中国の弾道ミサイル戦力にとって、米国の主導するミサイル防衛システムが実現すれば深刻な影響をこうむることになる。有効な防御手段がないことが最大の強みであった弾道ミサイル戦力が、ミサイル防衛システムによってその効果を大きく減じる事態になれば、中国の軍事力全般の評価に影響するのみならず、核保有国としての中国の国家的威信も深刻なダメージを受けかねないからである（阿部、2002）。

こうした状況に対して中国が手をこまねているわけではないはずだが、現状において中国は日米のミサイル防衛への協力に対して批判は繰り返すが、そのミサイル開発において積極的な対応を講じているようには見えない。たとえば、複数個別誘導弾頭（MIRV）を搭載したミサイルはまだ配備されていない。また、中国が2007年1月に実施した衛星破壊実験は、たしかに米国の宇宙における支配的地位への挑戦と見ることができるが、それでも中国が実験に使用したミサイル（東風21号をベースにした開拓者1号ロケットとされる）で破壊が可能なのは、せいぜい高度1500km以下の低高度地球軌道にある偵察衛星や通信衛星などであって、高度約2万kmにあるGPS衛星や高度約3万6000kmの静止軌道にある、弾道ミサイル防衛システムのための早期警戒衛星には届かない。それらを攻撃するためには、ICBM級のミサイルとさらに高度な誘導技術が要求される。

II 第2砲兵部隊の編成と配置

中国の戦略ミサイル部隊である第2砲兵部隊は、核兵器開発と同時並行的にすすめられた地対地ミサイル開発の進展の結果、1966年に設置された。周恩来総理が名付け親とされる⁵⁾。海軍、空軍と並ぶ独立軍種だが、戦略核兵器を扱うところから、総参謀部を經由し中央軍事委員会の直接の指揮の下に置かれる。このことは、中国が現在1隻のみ保有する夏級核ミサイル搭載原潜の場合にも当てはまり、同様に海軍司令部ではなく中央軍事委の直接指揮下に入る。

2004年9月の党16期4中全会で第2砲兵部隊司令員（靖志遠）が、海・空軍司令員とともに中央軍事委入りした。このことは、人民解放軍が従来陸軍一辺倒から海・空軍・ミ

サイル部隊を統合した現代的軍隊へと変貌している実態を確認させるものであり、独立軍種としてのミサイル戦力重視をも示している。

第2砲兵部隊の中央司令部は北京近郊の清河にあり、総兵力は諸説あるが、台湾の2004年版国防報告書⁶⁾によれば約13万人を擁し、人民解放軍全体(約223万人)の約6%を占める。中央司令部には、司令部、政治部、後勤部、装備部が置かれている。第2砲兵部隊の主要ミサイル発射基地は陸軍の集団軍と同格の軍級レベルであり、51軍基地から56軍基地まで6つの存在が知られている⁷⁾。それぞれの基地には下記のように複数の旅団が付属する。また、訓練基地として22基地(技術後勤訓練)、28基地(作戦訓練)があるほか、工程部隊、後勤支援部隊があり、第2砲兵部隊直属の研究所が5つ、教育研修機関が4つある。

51軍基地は遼寧省瀋陽に司令部を置き、806旅団(陝西省韓城)、810旅団(遼寧省金州:東風3号A)、818旅団(吉林省通化:東風3号A、東風21号A)、820旅団(山東省萊無)の4個旅団からなる。地理的にみて、極東ロシア、朝鮮半島、日本本土が標的になる。

52軍基地は安徽省黄山に司令部を置き、807旅団(安徽省石台:東風3号A、東風21号A)、811旅団(安徽省祁門)、815旅団(江西省樂平:東風15号)、817旅団(福建省永安:東風11号A)、819旅団(広東省梅州)、821旅団(江西省贛州)、823旅団(浙江省金華)の7個旅団からなる。沖縄、台湾を標的とする位置にある。

53軍基地は雲南省昆明に司令部を置き、802旅団(雲南省建水:東風21号A)、808旅団(雲南省楚雄:東風21号A)、822旅団(雲南省、地名不詳)の3個旅団からなる。インド、ベトナムなどを射程に収める。

54軍基地は河南省洛陽に司令部を置き、801旅団(河南省靈宝:東風5号A)、804旅団(河南省欒川:東風4号)、813旅団(河南省南陽)の3個旅団からなる。北米大陸(東風5号A)、ヨーロッパないしハワイ(東風4号)を射程に収める。

55軍基地は湖南省懷化に司令部を置き、803旅団(湖南省靖州:東風3号A)、805旅団(湖南省通道:東風4号、東風5号A)、818旅団(湖南省会同)の3個旅団からなる。東風4号はハワイを標的に、中距離の東風3号A配備は、台湾を視野に入れたものと思われる。

56軍基地は青海省西寧に司令部を置き、809旅団(青海省大通:東風3号A、東風21号A)、812旅団(青海省徳令哈:東風4号)、814旅団(青海省大柴旦:東風4号)の3個旅団からなる。ロシア、インドを標的にしているとされる。

III 弾道ミサイル戦力の現状と展望

中国がミサイル戦力の近代化を重点的に推進しているとはいうものの、その現有戦力はきわめて限られたものといえる。限られているのは、規模と性能の両面であり、それが核戦略をも限られた選択のもとに置かざるを得なくしている。同時に、1990年代、とくに91年の湾岸戦争以来、弾道ミサイルの命中精度の向上と相まって、中国でも通常弾頭搭載

のミサイル戦力の強化が進められ、前節で紹介したように、主に台湾に向けたミサイル戦力は東風11号、15号によって独自の戦力が形成されている。ここからわかることは、第2砲兵部隊における戦力の運用ドクトリンは、核ミサイルと通常弾頭ミサイルによって大別されることである。

ここではまず通常弾道ミサイルの運用ドクトリンについて述べておきたい。中国が通常弾頭ミサイルを大量配備しているのは福建省を中心とした地域であり、対台湾向けの戦力配置であることが明白である。これらミサイルが標的とするのは、第1に台湾において軍事的、経済的価値の高い施設への攻撃であり、空軍の爆撃機が老朽化している現状では、長距離の対象を効果的に攻撃する唯一と断言してもいい信頼性の高い手段となっている。第2に、弾道ミサイルの攻撃を防ぐ有効な手段が確立されていない現状において、通常弾頭ミサイルは、中国より軍事技術上進んだ相手に対し、戦略的打撃を与える手段となる。ミサイルの終末段階での誘導による命中精度の向上は、たとえば米海軍の空母を狙うことも可能にしている。第3は、後述するように、中国が台湾向けに800発以上の大量の通常弾頭ミサイルを配備していることから窺われる点として、中国は米国のミサイル防衛システムに対抗するために、ミサイルの数で圧倒することが相対的には安価で合理的な選択だということである。ミサイル迎撃ミサイルは、その迎撃確率を高めるため、敵のミサイル1発に付き、2発以上を発射する必要がある。このことを考えれば、攻撃する側がミサイルで数的優位に立つことの意味は大きい。

通常弾頭ミサイルによる攻撃は、その1発あたりの搭載爆薬の量が小さい（東風11号、15号はいずれも500kg）こともあり、たとえ800発すべてを打ち込んだにせよ、爆弾の総重量は400トンに過ぎない。それはすなわち、破壊力の絶対的な小ささを示す。ミサイルが直撃しても、小型のビル1棟を破壊できる程度である。ミサイルの命中精度を高め、レーダー基地や空港、港湾など戦略的な拠点攻撃で効果を挙げることが期待されるが、そうした目標への攻撃に際しても、かなりの数のミサイルを撃ち込む必要がある。

ただし、弾道ミサイルの攻撃は、相手の市民に対して心理的には相当な恐怖を与える兵器となる。何時頭上から襲ってくるかわからない恐怖を相手に与えることは、たしかに弾道ミサイルの持つ効果である。中国が核保有国であり、台湾向けのミサイルも核弾頭が搭載可能であれば（核弾頭の搭載はまず考えられないにせよ）恐怖は倍加する。しかし、そのために弾道ミサイル攻撃は心理的インパクトがある分、世界の注目度も高い。それは北朝鮮の弾道ミサイル開発や発射演習が世界的に注目されてきた事実を見ても明らかであろう。中国は、台湾侵攻作戦を実施するに当たって、まず弾道ミサイルで攻撃し、台湾の抗戦能力の低下を図り、台湾民衆に心理的打撃を与えようとするだろうが、それによって逆に国際世論を台湾側に付けてしまうマイナスの効果を認識しておくべきであろう。

次いで核戦略ドクトリンであるが、核ミサイルに期待される基本的機能は、敵の核攻撃を思いとどまらせる「抑止」であり、中国がそのために採用してきた戦略は、敵国の大都市に核報復攻撃を行う能力（counter-value capability）を確保することによる「最小限抑止

(minimum deterrence)」であると見なされてきた。核弾頭の威力は大きいものの、ミサイルの数が少なく、命中精度も高くない中国のミサイル戦力が選択できるのはこの戦略しかなかったのが現実である。中国が1964年10月の最初の核実験に際して、「最初に核兵器を使う国にはならない」という「先制不使用 (No First Use)」を宣言したのも、さらに非核保有国に対して核兵器を使用しないことを明らかにしているのも、中国の基本的な核戦略が「最小限抑止」であることを示している⁸⁾。

また、中国の核弾頭搭載弾道ミサイルは、その主力である液体燃料ミサイルの場合、平時において弾頭は搭載されておらず、別の場所で保管・管理されている（ただし、東風21号など固体燃料ミサイルは即時発射の利点を確保するために核弾頭を常時搭載しているものと思われる）。これは、基本的には核ミサイルの「誤射」を防止するための措置であるが、有事における即応性のある程度犠牲にすることになる。こうした対応を取ること自体、中国が核ミサイルの使用に極めて慎重であることを示しているし、衛星からの監視によってミサイル発射の準備状況が把握される可能性を高めることから、先制攻撃を選択肢に入れているならば採用したくない措置であろう。こうした点からも、中国は核ミサイルの使用を「報復」に限定し、その基本任務を「抑止」に求めていることを示していると考えられる。

実際、中国の核開発は、米ソの核保有から10年以上の遅れがあり、その国力からして到底米ソに対抗し得ない現実があった。よって核実験の通算回数が45回という、米（1030回）ソ（715回）の核実験回数の10分の1をもはるかに下回るこの少ない数字が示すように、米ソと比べればその核兵器開発の規模そのものははるかに控えめであった。実際の核戦力も同様に控えめであり、保有する核兵器は400発程度、うちミサイル用の核弾頭は140発程度と見積もられている⁹⁾。ただし、最近の報告では、東風3号など旧式のミサイルの退役が進み、中国の保有する核兵器の総数は200発に半減しているとされており、これが事実ならば注目すべき動向といえる¹⁰⁾。

現在の中国の核ミサイル戦力の規模から見ても、中国は引き続き「最小限抑止」を核戦略の基本においていることは間違いない。しかし、今後中国が命中精度の高い核ミサイルを多数保有するようになれば、敵のミサイル基地やレーダーサイト、指揮・命令系統の中枢を対象にした攻撃も可能 (counter-force capability) になり、中国が今後こうした「限定的核抑止」(limited deterrence) 戦略に移行する可能性も指摘されている (Stokes, 1999)。

すでに触れたように、中国は現在、固体燃料ミサイルの開発に取り組んでいる。しかし、現状において主力は旧世代の液燃地上固定配備ミサイルであり、小規模なものにすぎない。部分的に固体燃料で地上移動式ミサイルへの世代交代も見られるが、全面的に世代交代が完了するのはまだ当分先のことであろう。

そのミサイル戦力を個別に検討しておこう。ただし、検討に当たっては米国防総省が2006年5月と2007年5月に議会に提出した「中国軍事力レポート」¹¹⁾と、その基本データとなったとみられる米議会調査局の「ミサイル調査：特定国家の弾道および巡航ミサイ

ル」レポート（2005年7月26日付）¹²⁾にある基数と射程距離に依拠する。なぜなら、中国の弾道ミサイルの基数と射程距離に関しては多様な評価があり、その基数と射程距離によってまったく異なった戦力評価が可能となる。ここでは混乱を避けるために現在入手しうる最新かつ信頼度の高いと思われるデータに限定することにした。

①東風5号A (DF-5A, CSS-4)

まず、中国の核戦略の中核ともいえる大陸間弾道ミサイル (ICBM) は東風5号A (DF-5A) で、その射程はこれまで12000~13000kmとされ、北米大陸全体をカバーすると見られてきたが、2006年の「中国軍事力レポート」では、その実際の射程は8460kmであり、米国の北西部をカバーするが、東部の主要都市、たとえばボストン、ニューヨーク、ワシントンD.C.はおろか南部、南西部はその射程の範囲外にあるとされていた。しかし、同レポートの2007年版では、12900kmに改訂され、全米をカバーするものとなっている。現在その保有数は20基と見積もられている。液体燃料を用いるため地下サイロに格納されており、発射時はサイロから地上に引き出して点火する方式を採る。生存性を高めるため、囹のサイロを近辺に配置しているとされる。このミサイルのブースターは、人工衛星打ち上げ用の長征ロケットに用いられ、長征2号、3号 (CZ-2, 3) は基本的に東風5号からの派生型といってよい。ということは、中国は東風5号を量産する能力がありながら、あえてその基数を少なく抑えてきたということになる。その理由として、中国が最小限抑止の戦略に基づいて規模の小さな報復能力の確保さえできれば、それで十分に抑止の目的を果たせるという計算があるだろう。命中精度に劣る単弾頭ミサイルでは、敵のミサイル基地を叩くような対兵力戦略は現実的な選択肢になりえないし、それをミサイルの基数でカバーしようとするれば膨大なコストがかかる。少数のICBMで敵を抑止できれば十分だというのが中国の選択だったと思われる。

東風5号ICBMの実戦配備開始は1981年とされるが、派生型の長征2号ロケットは1973年以来人工衛星打ち上げ用ロケットとして使用されている。ICBMとしての配備の遅れが何によるかは明らかでない。

②東風4号 (DF-4, CSS-3)

中国が1970年、最初に人工衛星の打ち上げに使用したのが長征1号 (CZ-1) であり、これが準ICBMという位置付けの東風4号 (DF-4) となる。その射程は4750km (3000マイル) という説が有力とされたが、最新のデータでは5470kmとされる。もともとグアム島の米軍基地をターゲットに開発されたが、折からの中ソ対立によってモスクワ攻撃用に切り替えられたとされる。16~24基と見積もられる配備基数のうち、西部の青海省に多く配備されていることが、このミサイルがヨーロッパ向けであることを示している (発射台の数は9~13基)。なお、このミサイルは後述する東風3号 (DF-3) ミサイルを2段重ねにしたもので、東風5号ICBMの実用化までのギャップを埋める位置付けになるが、配備開始時期は1980年説が有力で、東風5号ICBMと大差ない。長征1号から10年かかったとすれば、その遅れはやはり技術的なものと考えられる。液体燃料を用いるこのミサイルは、東風5

号同様、地下サイロ配備を採る一方、世界的にも珍しい横穴式配備も併用している。横穴式は偵察衛星の眼に直接映らないメリットがあるものの、トンネルから引き出し、直立させる作業が加わる分、発射に余計な時間を要する。

なお、中国は小型人工衛星打ち上げ用として1997年11月に東風4号がベースの長征1号D型の試験発射を行ったとされる。これは2段式の東風4号に固体燃料の3段目を乗せたもので、重量1000kg程度の衛星を低軌道（LEO）に打ち上げる能力を持つ。しかし、後述するように中国は平行して同等の衛星打ち上げ能力を持つ固体燃料ロケット開拓者1号を開発しており、長征1号D型は実際に衛星打ち上げに利用されていない。そこから導かれる推論として、長征1号D型を東風4号の改良型に位置付け、それに後述の東風21号や31号用に開発された小型核弾頭を積載すれば、射程12000km級のICBMになる可能性が指摘されている（林・牛、2003）。

③東風3号A（DF-3A, CSS-2）

中国のミサイル開発は、ソ連製ミサイルのコピーから始まったが、東風3号（DF-3）は初めての中国の純国産ミサイルである。配備年は1971年説が有力だが、69年や70年説もある。もともとフィリピンのクラーク米空軍基地、スービック米海軍基地をターゲットに開発された。現在の東風3号Aは射程2790kmの中距離弾道ミサイルだが、中ソ対立によってソ連中央部・東部に向けられ配備された。ただし、その射程と配備位置から、一部は朝鮮半島や日本を射程に収めていると考えるべきであろう。現在の配備数は14～18基、発射台の数は6～10基である。発射台は移動式トレーラーに配備されているが、液体燃料ミサイルであるため、燃料輸送等付属車両も多く移動性は高くない。1986年に射程を伸延して現在の東風3号Aを配備したのに伴い、旧式化した東風3号が通常弾頭型に変更されて1987年、36基（基数には諸説あり）サウジアラビアに輸出され世界的な注目を集めた。これは、米国主導で弾道ミサイルの拡散防止をめざしてG7によって形成された「ミサイル関連技術輸出規制レジーム」（MTCR）への最初のチャレンジとなった。後述の東風21号Aの実用化によって、東風3号Aは退役の方向にある。

④東風21号A（DF-21A, CSS-5 mod2）

東風21号A（DF-21A）は中国最初の固体燃料ミサイルとして開発された潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）である巨浪1号（JL-1）の地上配備版である。車載移動式で生存性を確保するとともに、発射までの所要時間も短縮している。発射台は約34～38基、ミサイル基数は19～50基が配備され、射程距離は1770kmで準中距離ミサイル（MRBM）という位置付けになり、日本を含む北東アジアや東南アジアに向けられた戦力とみられる。

旧式の東風3号A中距離ミサイルが退役の時期を迎えつつあるが、後継の東風21号Aは射程が約1000kmも短いため、東風3号Aの抜けた穴を完全には埋められない。そこから東風21号Aの射程延長型の開発が必要となるが、そうした動向を伝える確度の高い情報は今のところ見当たらない。

⑤東風31号 (DF-31/31A, CSS-9)

固体燃料の新世代移動式ICBMとして配備間近とみられるのが東風31号 (DF-31/31A) である。東風31号はすでに1999年8月と2000年11月に飛翔試験が行われており、99年の建国50周年の軍事パレードにも姿を現した。ただしキャニスターに収納されていたためミサイル本体は視認されていない。配備開始時期については、1990年代末からさまざまな予測がされてきたが、現在のところ実戦配備にはまだ至っていない¹³⁾。その射程は7250 km (DF-31) ~ 11840 km (DF-31A) とされており、東風31号では中国本土からの発射では米ワシントン州北端までしか届かないことから、当初は主なターゲットはヨーロッパ方面とみられていたが、射程を延長した東風31号では北米大陸全体が射程範囲に入る。東風31号の射程距離は、開発を始めた時点で中国にとって旧ソ連の脅威が最大であったことに起因する。しかし、旧ソ連の脅威が消滅したことにともない、中国は東風31号の射程を延長し、アメリカを射程に収める改良型の東風31号Aを開発している。東風31号の実戦配備の遅れはこれによってある程度説明がつく。中国が複数核弾頭 (MRVないしはMIRV) を装備するとすれば、最初に装着されるのがこのミサイルだろうとされている (林・牛、2003)。

⑥東風41号 (DF-41)

東風31号の2段目を延長し、射程を12000 kmとしたのが、東風5号の後継と目される東風41号 (DF-41) である。ただし、最近の情報では、東風41号の開発はキャンセルされ、別途新型のICBM開発をめざすとの説もある (林・牛、2003)。また、東風41号はすなわち東風31号Aに呼称変更されたとする言説もある。東風41号 (あるいは東風31号A) の開発が継続されたにせよ、配備開始が見込まれるのは2010年ころであって、それまでは東風5号が現役を継続することになるだろう。

⑦東風11号、15号 (DF-11, CSS-7; DF-15, CSS-6)

射程300 kmの東風11号 (DF-11) と同600 kmの東風15号 (DF-15) は、ともにそれぞれM-11、M-9の名称で輸出用に開発された移動式の短距離弾道ミサイル (SRBM) である。1980年代、イラン・イラク戦争で緊張した中東地域におけるスカッド・ミサイルの需要に着目して開発されたこれらのミサイルは、MTCRのガイドライン (射程300 km以上、弾頭500 kg以上) に抵触するため、中国の期待したように輸出実績を上げることはなかった。90年代、パキスタンへのM-11供与の嫌疑で、中国はアメリカから経済制裁を課せられた。東風15号は1995年夏と96年春に台湾近海に向けたミサイル発射訓練に使用されたことで一躍注目された。現在、福建省を中心にこれらのミサイル配備の急増が伝えられ、アメリカの推定では、東風9号の発射台数は70~80、ミサイル基数は300~350、東風15号の発射台数は100~130、ミサイル基数は575~625基が配備されており、合計基数875~975基に上る。毎年配備の増強ペースが上がって年100基に達しており、台湾海峡の緊張を高める一因となっている¹⁴⁾。これらのミサイルは核弾頭も搭載可能とされるが、対台湾作戦を主任務とするならば通常弾頭型が標準となるだろう。

⑧巨浪1号 (JL-1, CSS-N-3)

現在、中国が保有する唯一の潜水艦発射ミサイル (SLBM) が巨浪1号である。しかし、これを12基搭載するミサイル原潜 (夏級: タイプ092SSBN) はわずか1隻にすぎず、それもほとんど活動が報告されていない。要するに戦力として機能していないのが現状といえる。射程も1770kmと短いため、対米抑止力としての効果はきわめて薄い。

⑨巨浪2号 (JL-2)

先に紹介した東風31号のSLBMバージョンが巨浪2号で、中国はこれを開発中の新型ミサイル原潜 (タイプ094「晋」級) に1隻当たり12-16基配備するとみられている。配備時期は2005年頃が予想されていたが、同ミサイルを搭載するタイプ094原潜はまだ実戦配備に至っていない。タイプ094ミサイル原潜の建造に関しては、すでに2004年7月に進水したという報道がある¹⁵⁾。巨浪2号が実戦配備されれば、中国大陆から比較的近い海域からでも米本土攻撃が可能になり、中国としては本格的な生存能力の高い核報復能力を保有することになる。

以上みてきたように、中国の弾道ミサイル戦力は現状において旧式の液体燃料ミサイルが主力を形成し、個体燃料の新世代ミサイルの導入を急いでいるといえる。しかし、現在のような地上配備ミサイル偏重の態勢が続くかぎり、それらが先制攻撃をこうむった場合の脆弱性は払拭できない。

また、現在中国が推進しているミサイル戦力の近代化は、1980年代から漸進的に進められてきたものであり、米国が1990年代後半から具体的に進展させてきたミサイル防衛システムに対抗するため、それが加速されているという目立った兆候はない。ただし、今後のミサイル防衛システム開発の進捗にあわせ、中国としても何らかの対抗措置を取る可能性は強く、とりあえず量的拡大をめざす選択肢があり、あわせて複数弾頭化 (MRVあるいはMIRV) やデコイ弾頭など質的対応をめざすことになろう。MIRVに関して言えば、中国は1996年以来核実験の停止を宣言しているが、MIRV用の小型核弾頭の開発のためには核実験の再開が必須となろう。中国が保有する核弾頭は最も小型のものでも東風21号と巨浪1号用の600kgであり、東風31号や巨浪2号の弾頭 (積載重量700kg) のMIRV化には大きすぎ、そのままでは利用できないからである。なお、1999年8月に行われた東風31号の飛翔実験では、デコイ弾頭が試験されたと伝えられている¹⁶⁾。

IV 大量破壊兵器の拡散めぐる中国側の論理

中国が漸進的に核ミサイル戦力の近代化を進めている一方で、中国の核拡散への対応はどうかであるのだろうか。中国の核兵器に関する基本姿勢は一貫しており、その究極の目標は「核廃絶」にあると主張されてきた¹⁷⁾。中国は、自国の核兵器保有は米ソの圧力に対する防御のためであるとし、自分の立場を正当化するとともに、米ソという他を圧す

る核超大国を牽制してきたのである。単純に言えば、中国の核兵器保有は「必要悪」であって、ゆえに他国の核武装には基本的には消極的な立場ということになろう。既述のように、中国が強調する「核の先制不使用」や「非核保有国への不使用」という主張は、明示的に語られてきたわけではないが、論理的に考え多場合、中国の核保有が引き金となって、中国の核に対抗する核拡散が起こることへの懸念もあったはずである。

しかし、中国のWMDの拡散防止への対応が国際社会の大きな懸案事項として認識されたのは、1980年代の後半であり、発展途上国でさえも核兵器、生物・化学兵器などの大量破壊兵器を手に入れることが可能であるばかりか、それを運搬する弾道ミサイルさえも保有できるようになったことによる。そうした現実を見せつけたのが1980-88年に戦われたイラン・イラク戦争であり、その最中である81年6月、イスラエル空軍は「パビロン作戦」を敢行し、イラクの核兵器開発を未然に防ぐため、建設途上にあったイラク・オシラク原子炉を爆撃した¹⁸⁾。イスラエルの奇襲攻撃とともに、イラクの核兵器保有の意欲が明らかになり、国際社会に衝撃を与えるものとなった。

またイラン・イラク戦争において、兵器供給国として一躍注目されたのが中国であった。中国の兵器輸出政策については後述するが、WMD拡散の問題が兵器輸出と深く関わっていることはあらためて指摘するまでもない。

中国に関して言えば、もともと米ソ主導の核兵器拡散防止政策に批判的であった。核拡散防止に関する最初の国際的取り決めに1963年の部分的核実験禁止条約（PTBT）があるが、これは地下以外の核爆発実験を禁止することで新規核保有国の出現を防ごうとするものであり、その主対象のひとつが中国であった（前田、1968: 623-624）。中国にとって、こうした取り決めは米ソの核独占をめざすものであり、容認できないものであった¹⁹⁾。

当時すでに中ソ対立も表面化しており、いわば中国は米ソの核の脅威にさらされていたわけであって、安全保障上の見地から、中国は独自の抑止力として核開発を懸命にすすめていた。しかし、1964年10月に中国が最初の核実験に成功すると、それが62年カシミール地方の領有権をめぐる武力衝突にまで発展したインドを刺激するところとなった²⁰⁾。以来、中国に対抗し核開発をめざしたインドは、74年に「平和的核爆発実験」と称して核実験を実施したが、今度はこれが建国以来の宿敵・パキスタンを刺激することとなる。いわば核開発の連鎖反応である。

インドを「共通の敵」とする意味で、中国はパキスタンと軍事協力関係にあり、中国がパキスタンの核開発に大きく寄与したのは公然の秘密であった。以後、中国の協力の下で核開発を秘密裏にすすめてきたパキスタンは、1990年代になると、実験はしないまでも核兵器の保有が公然と囁かれるようになった²¹⁾。こうした状況を背景に、1998年5月、インド、パキスタンが相次いで核実験を行い、世界は核拡散防止条約（NPT: 1970年発効）以来普遍化してきた核不拡散体制の危機に直面することとなった。

しかし、インド、パキスタンが相次いで核実験を行ったとき、すでに中国はWMD拡散反対の立場に身を置いていた。中国は核拡散防止について言えば、米ソの核独占を批判す

る立場を堅持してきたものの、米ソ冷戦が終結し、米ソ間で戦略兵器削減条約（START-I）が1991年7月に署名されたこと等、内外の環境変化を受け、92年にはNPT加盟を果たしていた。ポスト冷戦の国際社会への対応としてNPT体制に加わった中国ではあったが、国際公約としての核不拡散と、盟友・パキスタンへの核・ミサイル技術支援という矛盾した要請に直面し、パキスタンへの援助継続と国際的な不拡散公約の間で、建前として不拡散公約は守る姿勢を取りつつ、実際には核・ミサイルに関する協力を継続してきた。ここにその後の米中間におけるWMD拡散防止をめぐる米中の確執が始まることになった。

ここで、中国のWMD拡散行動の原点ともいえる兵器輸出政策について振り返っておこう。中国は1980年代、鄧小平の改革・開放路線によって経済の市場化が進められ、外貨を稼ぎ、軍備近代化のための資金とする商業目的の兵器輸出をめざした。折からのイラン・イラク戦争はまさに中国にとってビジネス・チャンスであった。この時期（1984-87年）、中国の兵器輸出額は累計820億ドルに上り、米ソ仏に次ぐ第4位で、中国の総輸出額の7%を占めた（Byman and Cliff, 1999; 湯浅, 1988）。兵器の商品性に目覚めた中国は、中東地域におけるスカッド・ミサイルのような戦術弾道ミサイルの需要が大きいと見るや、スカッドよりも格段に進歩した固体燃料で命中精度も高いM-9、M-11など、輸出を前提としたミサイル開発まで進めるようになった。

まさにそうした時期であった1987年、米国は発展途上国へのミサイル技術の拡散に危機意識を高め、英、西独、仏、伊、日、加など西側主要先進国を募り「ミサイル関連技術輸出規制レジーム」（MTCR）を発足させた。この規制レジームが当初対象としたのは、射程300km、弾頭重量500kgを超えるミサイルおよびその部品の輸出であった。ただし、MTCRそれ自体は加盟国の自発的なミサイル関連輸出規制であり、法的拘束力を持つ国際的な取り決めという性格のものではなかった。

翌1988年、中国がサウジアラビアに中距離弾道ミサイル、東風3号36基を売却していたことが明らかになった²²⁾。サウジアラビアは中東における米国の友好国であり、豊富なオイルマネーで米国にとっては兵器輸出の大口顧客であった。そこに中国が割り込んで、米国の売らない戦域弾道ミサイルを提供したのである。この東風3号は明らかにMTCRに違反するミサイルであり、米国が中国による弾道ミサイル輸出に厳しく注意を払う契機となった事件である。

ただし、サウジアラビアへのミサイル輸出には中国にとって明白な外交目的があった。すなわち、当時台湾と国交のあったサウジに北京との国交を促す手段としてのミサイル輸出であり、サウジは1990年に台湾と断交し中国と国交を樹立したのである。

しかし1988年にイラン・イラク戦争が終わり、中国の兵器輸出は急速に落ち込むことになる。落ち込みの理由は、①中国製兵器の低品質、低信頼性がイラン・イラク戦争で証明されたこと、②1991年湾岸戦争でハイテク兵器の威力のまゝに中国製ローテク兵器の無力さが露呈されたこと、③ソ連・東欧の社会主義体制が崩れ、ロシアなど旧ソ連諸国、東欧諸国が安価で性能のよい兵器を提供しはじめたこと、④イラン、イラク、パキスタン、

ミャンマー、北朝鮮など中国製兵器の大口顧客が経済制裁や経済破綻などで購入能力を著しく低下させたこと、などによる (Byman and Cliff, 1999)。

こうした兵器輸出市場の変化と、米国の中国によるミサイル等 WMD 関連輸出への監視の強化によって、以後中国が傾斜していったのが、ミサイル関連部品や原子力輸出など、軍民両用技術と称することが可能なものの輸出であり、これが米国との関係をこじらせていくことになる。また、この時期になると、中国の兵器、特に WMD 関連の輸出は、中国にとって戦略・外交的なねらいが明白なイラン、パキスタンに集中していく。イランは石油というエネルギー源確保のねらいがあり、パキスタンの場合は前述のようにインドを牽制するねらいである。

V 米中関係における WMD 拡散問題めぐる戦略的相違

前節でも触れたように、WMD の拡散防止は、当初は核兵器の拡散防止として冷戦期の米ソの主導で推進された。1950 年代末～60 年代初めに、核拡散防止を正当化する根拠として、このまま核保有国が増え続ければ核戦争の起こる数学的可能性が幾何級数的に増えることにあった²³⁾。

現在、主要先進国で核兵器保有を公然とめざす国は見られなくなった。ただし、周辺の国からの強大な軍事的脅威に直面している国、あるいは地域的に周辺諸国に対し戦略的優位をめざそうとする発展途上国にとっては核保有への誘惑は大きい。また、敵対国との通常兵力の競争で劣勢にある国が、そのバランスを確保するために核兵器の保有をめざす場合もある。前者はイスラエル、イランやインドであり、後者はパキスタンや北朝鮮ということになる。

ともあれ、発展途上国の中に WMD を保有したい国があり、その需要に応え協力する国があることから、WMD の拡散が起こるわけであり、その防止が必要となる。それを求める米国の論理は、基本的には国際平和の維持であり、国際紛争防止の一環である。さらに言えば、米国中心の世界秩序を維持するためでもある。米国といえども、WMD とくに核兵器とその運搬手段であるミサイルを保有した国にはおいそれと強制力を行使しえないからである。

そうした論理は、米国と価値観を共有し、米国中心の国際秩序のもとでその恩恵を享受している国々には受け入れられても、そうではない国もある。中国がそのうちの 1 つといってもよい理由はすでに述べた。ただし、中国は後述するように、1990 年代に入って国際的な拡散防止の枠組みに参加するようになっていく。ここで問われるのは、中国が WMD 拡散防止で国際協調路線をとる理由である。中国が国際安全保障環境の安定に責任を自覚した大国として、米国と価値観を共有するようになったのか、あるいはそう見せることで対米関係を繕うことにねらいがあり、WMD 拡散を対米関係にリンクさせているの

か²⁴⁾。中国が、将来的に米国に取って代わり東アジア地域の覇権をめざす国家であるとした場合、米国中心の国際秩序を攪乱し、米国の「世界の警察官」として国際安全保障にかかわるコスト負担を高めようとするだろう。そうなれば、中国は今後も WMD 拡散の主要プレーヤーであり続ける蓋然性が高いことになる。米中関係を自国に有利に動かすための梃子に WMD 拡散問題を使う可能性があるからである。

以下に、中国の WMD 拡散防止の国際枠組みへの参加状況を検討してみる。

VI 中国の姿勢変化 ——中国の WMD 関連多国間軍備管理枠組みへの参加

中国が WMD 関連の多国間軍備管理枠組みに加盟した嚆矢は、1984 年の生物・毒素兵器禁止条約 (BWC: 1972 年署名、75 年発効) であるが、この条約は生物兵器の生産と貯蔵を全面禁止する画期的なものとはいえ、条約の遵守を確認する査察の規定がないという大きな欠陥があり、加盟国の自主規制にとどまるという意味で大きな意義は持ちえないものである。そうした点でいえば、BWC 加盟によって中国の WMD 拡散防止に向けた姿勢が変化したとするのは無理があるだろう。やはり、その変化は中国の NPT 加盟に絡んで観察すべきものと思われる。

1990 年代に入り、冷戦後の国際環境変化への対応を迫られる一方、中国は国内事情として急速に経済を発展させてきた結果、石油の自給が困難になることが予想され²⁵⁾、その対応策の 1 つとして原子力発電を開始する体制を整えつつあった (阿部、1992)。すなわち西側の原発技術導入など協力を求める際に、中国を経由した核技術の第三国への拡散の懸念を払拭しておく必要があった。中国はすでに 1983 年フランスと仏中原子力協力覚書を交換し、85 年 7 月には米国と米中原子力協定に署名していた。さらに同年、中国は民生用原子力施設を対象に、自発的に国際原子力機関 (IAEA) の保障措置 (査察) を受け入れる意向を表明し、88 年、IAEA との間で保障措置協定を結んでいた。

米中原子力協定は、署名から間もない 1985 年 12 月に米議会が、米国からの輸出品が平和目的のみに使われるという証明が中国側から提供されるまで同協定の完全履行を認めないと決議し、さらに 90 年 2 月に、前年 6 月の天安門事件を受けて、米議会が米中原子力協定そのものを凍結してしまった。

中国は 1990 年 9 月、NPT 第 4 回再検討会議 (同条約では 70 年の発効以来、5 年毎に再検討会議の開催を規定) にオブザーバーとして初めて出席し、核拡散の防止、核軍縮の推進、原子力平和利用の国際協力推進という同条約の目標に支持を表明するなど、加盟に前向きな姿勢を見せた。そして翌 91 年 6 月、外交部スポークスマンは中国が同条約への加盟を真剣に検討していることを確認した。実は同年 2 月にすでに中国は海底核禁止条約への加盟を宣言していた。同条約は、公海の海床、海底、その底土への核兵器またはその他の WMD

を配備しないこと等を取り決めたもので、NPTを補強するために71年に調印、72年に発効したものであり、中国の加盟はNPT加盟への意思が確かなものであることを裏付けると考えられた。

こうした過程を経て、中国は1992年3月、正式にNPTへの加盟を果たした。その翌年、国連軍縮委員会で採択された化学兵器禁止条約に中国は直ちに署名し、正式発効した97年4月に批准・加盟した。95年に開催されたNPT第5回再検討会議は、NPTの有効期限25年目を迎え、今後の方向を決めるための会議であったが、そこで中国は米国と歩調を合わせて無期限延長を支持した。さらにまた、96年9月には、国連総会で採択された包括的核実験禁止条約(CTBT)に署名し、それに先立って同年6月に第45回目の核実験を実施した際、これをもって核実験を暫時停止する旨を宣言していた。CTBTは、核兵器開発能力のある44カ国(同条約未署名のイスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮等を含む)の批准をもって発効することになっているが、現状においてその見通しは全く立っていない。中国、米国ともに同条約には署名したものの、批准はしていない。ただし、署名国は同条約の発効如何にかかわらず、同条約の規定順守が道義的に求められることになる。

中国はまた、1997年4月に外交部のなかに「軍控司」(軍備管理軍縮局)を新設し、同年10月には、国連の核関連輸出管理機関であるザンガー委員会に加わった。さらに同月行われた米中首脳会談に先立って中国は、米国に対しイランとの新規原子力協力を開始しないことを約束した。これによって、85年に署名を済ませながら発効が見送られてきた米中原子力協定を、大統領が米国議会に安全を保障することによって発効することとなった。

こうした中国のWMD拡散防止への支持とは裏腹に、中国は現在にいたるも、WMDのいわゆる「国際的輸出管理(不拡散)レジーム」、すなわち核供給国グループ(NSG)、オーストラリア・グループ(化学・生物兵器関連輸出; AG)、ミサイル関連技術輸出規制(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(通常兵器・両用部品輸出; WA)への参加には消極的であった。米英仏はすべて参加、ロシアでさえAG以外は参加していることを考えれば、中国の消極的姿勢が浮かび上がってくる。ただし、中国はようやく2004年1月になってNSGへの正式参加を申請すると表明し(同年5月加盟承認)、またMTCRへの参加も、2003年5月に李肇星外交部長が「加盟申請を積極的に考えたい」とMTCR議長に伝え、2004年2月、同6月に2回にわたりMTCR加盟国と中国との間で会談が行われた。米国は基本的に中国のMTCR加盟を歓迎する姿勢ではあるものの、一部に、中国が加盟した場合、中国がこれまでMTCRの取り決め違反で受けてきた制裁措置の一部が免除されること、またミサイル関連の情報に中国のアクセスを許すこと、さらには加盟した中国がMTCRの規制を緩めるよう働きかけること、等を懸念する意見もあると指摘されている²⁶⁾。

では、これまでの中国の消極姿勢をどう理解すべきだろうか。その理由の1つに「参加しても義務を果たせない」という懸念があったことが窺えるのは、中国が1990年代末以降、WMD拡散防止の関連する国内法規を続々と公布しているからである²⁷⁾。その時代的文脈で、中国はそれまで多国間の枠組みに参加することにはもともと消極的であったが、

この時期になるとむしろ多国間枠組みを積極的に評価するように姿勢を変えてきた。たとえばASEAN地域フォーラムや上海協力機構を、冷戦後の国際安全保障の新しい仕組みであると称揚し、逆に日米同盟のような二国間安保関係を「冷戦の残渣」として批判するようになった。もちろん、その変化は冷戦後の世界における米国の突出したパワーへの牽制という側面があるが、多国間枠組みを積極的に受け入れるという中国の外交姿勢の変化に着目すれば、中国がWMD拡散防止について国内的に対応がとれるようになることによって、今後積極的にWMDの「国際的輸出管理（不拡散）レジーム」に参画するようになる期待が持てることになる。ここではまず、その国内的対応としての国内法規整備の経過を、順を追ってみていこう。

まず、1997年10月に公布された核輸出管理条例はNSGのリストを参考にしたものであり、江沢民訪米の直前という時期から見て、米中原子力協力協定の発効を目指したことは明らかである。翌98年1月には軍用品輸出管理条例が施行され、2002年1月には技術輸出入管理条例が施行された。そして2002年8月にはMTCRの基準に準拠したミサイル及び関連部品・技術輸出管理条例を施行、あわせてミサイル及び関連部品・技術輸出管理リストを公表した²⁸⁾。これは2000年11月に米国に対して公約していたことをようやく実現したことを意味する²⁹⁾。さらに同年10月には生物両用品及び関連設備・技術輸出管理条例の施行とその管理リスト公表を、また同月、化学製品及び関連設備・技術輸出管理条例を施行し、その管理リストを公表した。なお、2003年3月には、1998年施行の軍用品輸出管理条例に関する管理リストが公表されている。

ここで特徴的なことは、1997年、98年の動きが96年台湾海峡危機後の悪化した米中関係修復の過程に歩調を合わせたものであり、その後2002年までの中断はベオグラードの中国大使館誤爆事件や中国の核・ミサイル技術窃取が取り沙汰された米議会特別委員会報告（「コックス・レポート」）の公表（ともに99年5月）による米中関係冷却化と平仄を合わせていることである。その関係で言えば、2002年の相次ぐWMD拡散防止関連法規の施行は、2001年4月の海南島近海上空におけるEP-3米偵察機と中国海軍戦闘機との衝突事件で悪化した米中関係が、同年9月11日に米国を襲った同時多発テロを契機として国際テロに対抗するための対米連携で関係修復を図った成果であり、2002年10月の国家主席としては最後の公式訪問となる江沢民訪米への格好の「手土産」ともみられるのである。江沢民訪米に当たっては、中国としては3度目で、2000年以来となる国防白書「2002年中国の国防」を公表している³⁰⁾。中国がこのようにWMD拡散防止関連法規を順次施行してきたことは、WMDに関する「国際的輸出管理（不拡散）レジーム」への不参加を補うことを意図していたのであろうし、希望的に言うなら今後の参加への国内的態勢作りと位置づけることもできる。そして、なによりも米中関係における障害削減の効果が期待されたと考えられるのである。

米中関係に収斂する中国の WMD 拡散問題 ——結びに代えて

WMD 拡散の取り締まりで効果的な法的枠組みが国際社会に存在しないなか、米国は 1987 年に MTCR を立ち上げ、90 年頃から独自の国内法で WMD、とくにミサイル拡散に対応してきた³¹⁾。中国に対する経済制裁措置も、国際法規ではなく米国国内法による米国一国だけの制裁措置である。よって、WMD 拡散行動への制裁は、専ら米国の国内法による制裁の対象として取り扱われてきた。WMD 拡散防止に絡んで中国（ただし制裁の対象は機関や企業、個人）に課された経済制裁については、すでに別稿にまとめてあるので詳細については触れないが、ここではその概略だけ提示することにしたい（阿部、2007）。

中国の WMD 拡散行為に対する米国の経済制裁の発動はブッシュ政権の 1991 年に 1 件、クリントン政権の 1993 年に 1 件、1997 年に 1 件と散発的であったが、ブッシュ（George W. Bush）政権下の 2001 年に 2 件、2002 年に 3 件、2003 年に 4 件、2004 年に 5 件、2005 年に 1 件、2006 年に 3 件、2007 年 4 月までに 1 件と、全部で 22 件あり、そのうち 19 件が現ブッシュ政権下で発動されている。

中国の WMD 不拡散への取り組みについては、すでに述べたようにそれなりの努力はしているように見える。しかし、米国の対中経済制裁の発動状況を見る限り、中国が真剣に WMD 不拡散に取り組んでいるかどうかは疑問符が付く。はたして現実はどうなのか。中国の対応をめぐる評価は米国でも割れている。

トーマス・クリスチャンセン（Thomas Christensen）・プリンストン大学教授によれば、2001 年春に行われた胡錦濤訪米の折りに、チェイニー（Dick Cheney）副大統領と会見して中国の WMD 拡散活動を問いただされて以来、胡錦濤は中国の WMD やその関連技術の拡散問題について深刻に受け止めるようになったという（Christensen, 2003）。クリスチャンセンによれば、中国はさらに WMD 拡散活動を対米外交のテコとしてきたやり方を止め、WMD 拡散防止と対米関係を完全に切り離したことを中国の関係筋から確認しており、それが事実とすれば中国外交は責任感を増したことになるが、それは一面で「対米譲歩」であることも事実である。その一方で、クリントン政権時代に WMD の拡散防止を担当していたアインホーン（Robert J. Einhorn）前国務次官補は、中国が一貫して WMD 拡散防止問題を対米政策とリンクさせてきたと指摘しており（Einhorn, 2003）、クリスチャンセンの指摘と相反する中国の姿を提示している。

アインホーンの指摘の通りならば、米中は今後も WMD 拡散問題で対立を繰り返す公算が高いし、クリスチャンセンの指摘するように、胡錦濤が WMD 拡散防止に真剣に取り組むようになるなら、この分野での米中摩擦は大きく軽減されることになる。はたしてどちらの指摘が正しいのか、現状で答えを求めるとすれば、胡錦濤政権成立以後の米国の経済制裁の発動状況を見れば明らかである。つまり、2003 年以降だけでも、経済制裁の数は 13

回を数えるのである。WMDの拡散防止について、中国政府が国内法整備など積極的に関与する姿勢を示し始めたことは間違いない。しかし、ブッシュ政権は依然として中国のWMD拡散行為に厳しい対応をとり続けているわけで、このことから中国のWMD拡散行為が効果的に抑制されているようには見えないのである。

2003年以降発動された経済制裁の多くは、米国が「悪の枢軸」と批判したイランに絡むものであり、かつ制裁の対象となった中国のWMD拡散行為が、MTCRなど国際規範で規制されていない軍民両用製品も含んでいた可能性がある。そこから米国がイランの核兵器開発の動きに神経質になっている状況がわかるが、そうした点から推測されることは、中国を牽制し米国の特定国への拡散防止政策に従属させる手段としての経済制裁という見方である。米国は制裁の対象となった中国企業の、どの製品や技術の輸出が違反なのか、根拠のすべてを明示しているわけではない。その意味で、米国は恣意的に対中経済制裁を発動しているといっても過言ではない³²⁾。その米国の「恣意」が「WMD拡散防止」への固い決意の現れであり、中国への責任追及であったにせよ、根拠を明示しない制裁は悪意に取れば「嫌がらせ」「いじめ」と中国側に認識されかねない。ただし、米国が中国に求めるのが米国の不拡散の意思への絶対的な従属ということであれば、中国への「責任ある利害関係者たれ」という米国の期待ないしは要請は、中国に国際的行動規範の遵守を迫り、中国を現状維持勢力として取り込むロジックであると同時に、米国の意思に従う中国をも構想しているようにみえる。経済制裁は、そのための補助的手段とみなすことができる。

米国のこうした姿勢は、中国が米国を満足させるだけのWMD拡散防止の国際的枠組みに参加するなり、イランや北朝鮮の核開発問題で米国と共同歩調を取り、北朝鮮に圧力をかけることを躊躇わない行動を取るなりの実績を挙げることによって変えることはできるだろう。ただし、いずれにしても中国のWMD拡散防止への関与は対米関係の中で構想せざるをえないことになる。

(注)

- 1) “China’s Nuclear Tests: Dates, Yields, Types, Methods, and Comments” (2007年6月18日、<http://cns.miis.edu/research/china/coxrep/testlist.htm>よりダウンロード)。
- 2) 第2砲兵部隊の歴史的発展過程については、コンパクトな紹介として、Mulvenon and Finkelstein, eds. (2003: 201–219) のAppendix A: History of the Development of Second Artilleryを参照。
- 3) 中国の弾道ミサイル開発の経過については、Lewis and Di (1992)を参照。
- 4) Bill Gertz, “China tests ballistic missile submarine,” *The Washington Times*, Dec. 3, 2004 (2007年6月18日、<http://www.washtimes.com/national/20041202-115302-2338r.htm>よりダウンロード) では、2004年7月に中国が新型ミサイル原潜を進水させたとしている。
- 5) GlobalSecurity.org, “Second Artillery Corps.” (2007年6月18日、<http://www.globalsecurity.org/wmd/world/china/2-corps.htm>よりダウンロード)。
- 6) 中華民国国防部『中華民国95年国防報告書』第1編「迎接挑戰」第2章「中共軍事發展」第3節「中共戦力整備與演訓」58ページによる。ただし、第2砲兵部隊の兵力は9万~12万とするものが多い(前掲のGlobalSecurity.org, “Second Artillery Corps”)。
- 7) 以下の記述は、欧(2004)に依拠する。
- 8) 中華人民共和国国务院新聞弁公室「2006年中国の国防」(『北京週報』2007年4月19日号。2007年6月18日、http://www.pekinshuho.com/wxzl/txt/2007-04/19/content_62028.htmよりダウンロード)においても「中国は終始、いかなる時期、いかなる状況の下でも、核先制不使用の政策をとり、核非保有国と非核地帯

- に対し核兵器の使用または使用の威かくを行わないことを無条件で公約」していると述べている。
- 9) NRDC Nuclear Notebook (2003), "Chinese nuclear forces, 2003," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, November/December 2003, pp. 77–80. (2007年6月18日、<http://skeptically.org/onwars/id4.html> よりダウンロード)。
 - 10) NRDC Nuclear Notebook "Chinese Nuclear Forces 2006," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, May/June 2006, pp. 60–63. (2007年6月18日、<http://thebulletin.metapress.com/content/1w035m8u644p864u/fulltext.pdf> よりダウンロード)。
 - 11) Office of the Secretary of Defense, "Annual Report to the Congress: Military Power of the People's Republic of China 2006" 及び Office of the Secretary of Defense, "Annual Report to the Congress: Military Power of the People's Republic of China 2007"。
 - 12) Andrew Feickert, "Missile Survey: Ballistic and Cruise Missiles of Selected Countries," Congressional Research Service, RL30427, Updated July 26, 2005.
 - 13) 英国国際戦略研究所の『ミリタリー・バランス 2005–2006』(IISS, *The Military Balance 2005–2006*) では、東風 31 号が 6 基配備とされている。しかし、その根拠は新聞記事の憶測情報であり、信頼性に乏しいという指摘がある (Jeffrey Lewis, "The Ambiguous Arsenal," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, May/June 2005, pp. 52–59. 2007年6月18日、<http://thebulletin.metapress.com/content/1102746205r708t6/fulltext.pdf> よりダウンロード)。
 - 14) Office of the Secretary of Defense, "Annual Report to the Congress: Military Power of the People's Republic of China 2007."
 - 15) 前掲の Bill Gertz, "China tests ballistic missile submarine"。
 - 16) "DF-31 Intercontinental Ballistic Missile," in *sinodefence.com*. (2007年6月18日、<http://www.sinodefence.com/strategic/missile/df31.asp> よりダウンロード)。
 - 17) 中華人民共和國國務院新聞弁公室「中国の軍備抑制、軍縮と拡散防止の努力」2005年9月。
 - 18) Schneider (1995: 13–14) の "Israel's Osirak Attack" を参照。
 - 19) 部分的核実験禁止条約に対する中国側の批判については、前田 (1968: 625–635) および平松 (1996: 72–74) 参照。
 - 20) Federation of American Scientists, "India Special Weapons Guide" の "Nuclear Weapons" を参照 (2007年6月18日、<http://www.fas.org/nuke/guide/india/nuke/index.html> よりダウンロード)。
 - 21) Federation of American Scientists, "Pakistan Special Weapons Guide" の "Pakistan Nuclear Weapons" (2007年6月18日、<http://www.fas.org/nuke/guide/pakistan/nuke/index.html> よりダウンロード)。この記事によれば、1983年5月にロプノールで行われた核実験にヤクブ・カーン・パキスタン外相が立ち会ったことから、中国がパキスタンの核兵器実験を自国内でおこなったという疑惑が生じた。
 - 22) 東風 3 号は中国が国産化した最初の中距離弾道ミサイルで、射程 2650–2700 km、弾頭重量 2150 kg。1980年代中頃、射程を 2800 km に延長した改良型の東風 3 号 A を開発、サウジアラビアに輸出されたのは、改良前の旧型で、通常弾頭搭載用に改造され輸出された。
 - 23) いわゆる "Nth Country Problem" と呼ばれる議論である。さしあたり Dougherty and Pfaltzgraff (1976: 273–274) を参照。
 - 24) 滕 (2006) によれば、米国と中国の WMD 拡散防止政策における態度の違いを、①米国がルールを作り、中国はそれに関与する立場の違いから、専ら米国の主導に従うことが求められる、②米国の政策は米国自身の安全利権を維持し、相手方に制限を課すことにあるのに対し、中国側は国際的な平和と安全の維持を政策の基礎としている、③中国は公平、合理、全面、均衡という原則の下で、拡散防止政策が各国の WMD に関係する科学技術を平和利用する正当な権益や、関係する国際協力を妨げるものであってはならないと主張しているのに対し、米国は強烈的な覇権主義的の単独主義的色彩をもって、米国の安全と利権を維持擁護できるかどうかを出発点に拡散防止の制度を作っていると、米国の姿勢を批判し中国の立場を擁護しつつ整理している。ただし、こうした相違にもかかわらず WMD の拡散防止における米中の協力は、両国関係を良性循環させる重要な点であることも指摘している。
 - 25) 中国は 1993 年から石油純輸入国となった (阿部、1994)。
 - 26) Shirley A. Kan, "China and Proliferation of Weapon of Mass Destruction and Missiles: Policy Issues," Updated August 2, 2006, Congressional Research Service RL31555.
 - 27) 中華人民共和國外交部「中国的防扩散政策及相关出口控制机制」(2007年1月5日、<http://www.fmprc.gov.cn/chn/wjlb/zjzg/jks/jkslc/flkswt/flkskjz/t118826.html> よりダウンロード) 参照。
 - 28) 中華人民共和國商務部機電和科技産業司『中華人民共和國導彈及相關物項和技術出口管制條例 (2002.8.22)』(2007年6月18日、<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/t/z/200305/20030500093722.html> よりダウンロード) および中華人民共和國商務部機電和科技産業司「導彈及相關物項和技術出口管制清單」(2007年6月18日、<http://exportcontrol.mofcom.gov.cn/article/y/am/200305/20030500093638.html> よりダウンロード)。なお、輸出規制リストは厳密に MTCR に依拠しているわけではない。その問題点を指

- 摘しているのが、Saunders (2002) である。
- 29) 中華人民共和国外交部「外交部發言人孫玉璽就防擴散問題發表談話 (2000-11-21)」(2003年4月1日、<http://www.fmprc.gov.cn/chn/35162.html>よりダウンロード)および“Text: State Department Statement on China’s Missile Policy (U.S. welcomes China’s nonproliferation Commitment)”(2003年4月1日、<http://usinfo.state.gov/regional/ea/uschina/prcmisssl.htm>よりダウンロード)。
- 30) 中華人民共和國國務院新聞弁公室「2002年の中国の国防」『北京週報』2002年第51号(2003年4月1日、<http://www.pekinshuho.com/2002-51/wx51-1.htm>よりダウンロード)。なお、中国は2003年12月に中華人民共和國國務院新聞弁公室「中国の拡散防止の政策と措置」『北京週報』2003年第50号(2004年4月18日、<http://www.pekinshuho.com/Jp/2003.50/200350-wenxian1.htm>]よりダウンロード)を発表している。
- 31) Dianne E. Rennack, “Nuclear, Biological, Chemical, and Missile Proliferation Sanctions: Selected Current Law,” Updated January 24, 2003. Congressional Research Service RL-31502.
- 32) Stephanie Lieggi, “Why U.S. sanctions won’t stop China’s missile export,” *South China Morning Post*, July 22, 2003 参照。

(参考文献)

日本語

- 阿部純一 (1992)、「軍事戦略」(中国総覧編集委員会編『中国総覧』1992年版、霞山会)、98-109 ページ。
- (1994)、「東南アジアの秩序再編せまる南沙問題」(『中央公論』1994年7月臨時増刊号「中国ビジネス徹底研究」)、448-462 ページ。
- (2002)、「ミサイル防衛をめぐる米中台の関係」(森本敏編『ミサイル防衛——新しい安全保障の構図』日本国際問題研究所)、151-175 ページ。
- (2007)、「米中関係における大量破壊兵器拡散問題」(高木誠一郎編『米中関係——冷戦後の構造と転換』日本国際問題研究所)、45-68 ページ。
- 平松茂雄 (1996)、『中国の核戦力』勁草書房。
- 前田寿 (1968)、『軍縮交渉史』東京大学出版会。
- 湯浅誠 (1988)、「急増する中国の兵器輸出——その実態と狙い」『東亜』1988年7月号、22-38 ページ。

英語

- Byman, Daniel L. and Roger Cliff (1999), “China’s Arms Sales: Motivations and Implications,” RAND MR-1119-AF.
- Christensen, Thomas J. (2003), “Optimistic Trends and Near-term Challenges: Sino-American Security Relations in Early 2003,” *China Leadership Monitor*, (6). (2003年5月29日、<http://www.chinaleadershipmonitor.org/20032/tc.html>]よりダウンロード)。
- Dougherty, James and Robert Pfaltzgraff, Jr. (1976), *Contending Theories of International Relations*, New York: Lippincott.
- Einhorn, Robert (2003), “China and Non-Proliferation,” *In the National Interest*, 2(13), Wednesday, April 2, 2003 (2003年4月3日、<http://www.inthenationalinterest.com/Articles/Vol2Issue13/vol2issue13einhorn.html>よりダウンロード)。
- Lewis, John Wilson and Hua Di (1992), “China’s Ballistic Missile Programs: Technologies, Strategies, Goals,” *International Security*, 17(2), Fall 1992, pp. 5-40.
- Mulvenon, James and David M. Finkelstein, eds. (2003), *China’s Revolution in Doctrinal Affairs: Emerging Trends in the Operational Art of the Chinese People’s Liberation Army*, The CNA Corporation (2007年6月18日、<http://www.cna.org/documents/doctrinebook.pdf>よりダウンロード)。
- Schneider, Barry R. (1995), “Radical Responses to Radical Regimes: Evaluating Preemptive Counter-Proliferation,” McNair Paper Number 41, National Defense University, May 1995 (2007年6月18日、<http://www.ndu.edu/inss/McNair/mcnair41/mcnair41.pdf>よりダウンロード)。
- Saunders, Phillip C. (2002), “Preliminary Analysis of Chinese Missile Technology Export Control List,” Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies, September 6, 2002.
- Stokes, Mark A. (1999), “China’s Strategic Modernization: Implications for the United States,” The Strategic Studies Institute, U.S. Army War College, September 1999.

中国語

林長盛・牛銘実（2003）、「中共洲際導彈軍力の建設與實力」『中共研究』第37卷第7期、80-90ページ。
欧錫富主稿（2004）、「解放軍二砲部隊の戦力与発展」（中華民国行政院大陸委員会『大陸工作簡報』2004年6月9日。2007年6月18日、<http://www.mac.gov.tw/big5/mlpolicy/mwreport/93/9306.pdf>よりダウンロード）。

滕建群（2006）、「中美関係中的防拡散與反拡散因素」、『国際問題研究』2006年第4期、39-44ページ。

（あべ・じゅんいち 財団法人霞山会 E-mail: junichi-abe@kazankai.org）